

令和5年第1回取手市教育委員会定例会議事録（公開用）

1. 招集年月日 令和5年1月24日（火曜日）午前9時30分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員
教育長 伊藤 哲
教育委員（教育長職務代理者） 小谷野守男
教育委員 櫻井 由子
教育委員 猪瀬 哲哉
教育委員 石隈 利紀
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者
教育部長 田中 英樹
教育参事 伊藤 誠
教育次長兼教育総務課長 森川 和典
学務課長 直井 徹
保健給食課長 大野 篤彦
指導課長 大越 茂
指導課長（教育総合支援センター担当） 松戸 孝泰
子ども青少年課長 香取 美弥
生涯学習課長 塚本 豊康
スポーツ振興課長 豊島 寿
文化芸術課長 飯山貴与子
ふじしろ図書館副参事 蛭原 雅己
指導課課長補佐 成島 寿
指導課課長補佐（教育総合支援センター担当） 岡田 直樹
6. 書 記
教育総務課 課長補佐 蛭原 康友
教育総務課 総務法規係 主幹 中村 翔
7. 議 題
報告第1号 取手市教育委員会職員の注意喚起について（非公開）
報告第2号 取手市教育委員会職員の処分について（非公開）
議案第1号 取手市修学旅行等参加補助金交付要綱について
議案第2号 取手市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領の一部を改正する要領について
議案第3号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
報告第3号 取手市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命について
報告1 いじめ防止策の取組状況に関する報告について

8. その他

(1) 令和5年2月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について

9. 発言の記録

午前9時30分開会

○教育長（伊藤 哲）

ただいまの出席者は5名で定足数に達しております。令和5年第1回取手市教育委員会定例会は、成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事録について、確認のため申し上げます。議事録は、会議における発言者の氏名と発言全部を記載する全文筆記による作成といたします。なお、教育長のほか会議に出席した委員全員の署名により、議事録を確定させることとします。また、会議の録音データについては、議事録作成の補助手段の扱いとし、議事録が確定した後に消去いたします。

それでは、教育長報告をさせていただきます。今月、項目が多くて申し訳ないんですが7点、かいつまみながらお話をさせていただきます。

まず1点目です。学校運営協議会（コミュニティ・スクール）についてということで、令和4年12月21日に、山王小学校におきまして学校評価を実施いたしました。当日は、コミュニティ・スクールマイスターの安西先生にもおいでいただきまして、学校評価の研修を行った上で評価をやっていただきました。中ほどにありますけれども、学校評価の評価者研修をまずやりまして、学校関係者評価と、次年度の山王小学校の経営方針案についてお話をしまして、最後にマイスターによるまとめ指導ということで行いました。評価のほうなんですけれども、学校の自己評価に基づいて、学校の関係者評価を実施するという形をとりました。評価に当たりましては、学校が児童、保護者にアンケートを行っておりますので、それを集計した結果をもとに委員に評価していただきました。児童と保護者の間に違いがありますけれども、その中で逆に改善点が見えてくるような状況がございました。こういった評価を参考にしまして、学校経営の方針に生かしていくということになってまいります。また、校長先生より、来年度の学校経営方針を説明いただきましたけれども、こういったコミュニティ・スクールの協議を踏まえて、次年度の学校経営について案を固めていくということがございました。最終的には、安西先生のほうから、評価のための評価ということじゃなくて、学校の改善に向かうようにというお話があったところがございます。1月末に市内の全校の校長を集めまして、CSマイスターのほうから研修会を実施しまして、こういったコミュニティ・スクールのほかの学校への広がりということを目指してまいりたいというふうに考えてございます。

続いて2番目、市民大学特別講座、東大EMP特別講座の開催ということでございます。1番目が12月23日に、ウェルネスプラザのほうで早稲田大学の有村先生においでいただきまして「脱炭素社会におけるエネルギーと経済の未来：カーボンプライシングの役割」ということで講演をいただきました。有村先生は取手の出身ということで、関係者もおいでになりまして、非常に盛り上がったところがございます。有村先生のお話というのは、環境問題を経済学の立場で担当しておられて、環境省の審議会の委員をなさっています。政府のほうで、カーボンプライシングの方

向性が示されていますけど、そこに助言者という形で、かなり指導的立場で携わっていただいています。なかなか難しいお話もあるんですけども、特に温暖化の問題も含めてカーボンプライシング、CO₂の問題がありますので、CO₂が増えることによって温暖化が進んで、環境を阻害する要因ということ、要するに経済の外にあるという、悪いものというふうに扱っている、それを改善するために経済的に価値評価して、それを例えば税金に取り込むとか、あとは新しい技術を求めるための経済指標として用いて、環境改善を図っていくという、ちょっと私の考えがまとまっているかどうかわからないんですけど、そういった内部経済化するというお話になっています。当然、環境問題、温暖化の防止に対してどういった取組がなされているかという御説明がありまして、おいでになった参加者にも非常に好評になったところでございます。

続いて、東京大学のEMP特別講座ということで、1月17日の午後1時からウェルネスプラザということで同じホールでやったんですが、こちらの東京大学大学院の香取先生がおいでになりまして、これノーベル賞級の研究だそうなんですけれども「光格子時計—新しい時間をつくる」という題でございまして、中身は非常にこう難しい。これもなかなか——これ書いてあるんですけども、若干、私の理解も及ばないところがあるんですけども、単位で言いますと、今の原子時計で、現在でも6,000年に1秒の狂いなんだそうです。ところが、この光格子を使うと300億年に1秒という精度、格段に上がるんですよ。多分、光格子をとらえる、光の問題があるので、アインシュタインの相対性理論が絡んでくるんです。光格子時計がかなりコンパクトで、それがいろいろな地点にあると、例えば重力の関係で時間の進み方が変わってくるので、そうすると、例えば距離関係とか空間の位置関係も分かりますし、空間の例えば地殻変動とか、例えば隆起とかありますよね。その変化が細かく分析できるそうです。単に時計じゃなくて、空間の認識なんかにも進むんじゃないかということをお話しされていまして。ですから、単に細かく時計の精度を上げるということが、将来予想もつかないようなところに発展するということの示唆がなされていまして。改めて物理の世界というか、でも、質問者も出ていましたので、かなりの方は理解されたというふうに私たちは感じたところでございます。

3番目になります。はたちのつどいの開催についてということで、こちらについては御承知のとおり、昨年4月1日から成人の年齢は18歳に切りかわったんですけども、当然、その時期というのは受験時期と重なりますので、各自治体ともはたちのつどいという形で、名称は少し違いますけれども、20歳を基準にして式典を行うということで、第1回目の取手のほうでも「令和5年取手市はたちのつどい」という形で開催をいたしました。教育委員さんにも御出席いただきまして、2部制で、2つに分けて行ったところでございます。毎年そうですけど、実行委員会に組織していただいて、その実行委員会のほうに式の運営等をやっていただきました。当日は晴天にも恵まれまして、非常に穏やかな雰囲気の中で行われまして、久しぶりに再会した人たちの様子とか、恩師との会話を楽しんでいたところがございます。そちらのほうに日時等が書いてございますけれども、参加者につきましては967名招待者がありまして、出席者は623名ですね。出席率が64.43%というふうになってございます。

4番目、第51回の取手新春健康マラソン大会ということで、こちらについては例

年、年明けにやるんですけれども、3年ぶりの開催ということになりました。親子レースとか小中学生も入ったマラソン等で、全部で26種目1,358名の参加がございました。当日は非常に暖かくて、走りやすいコンディションとなりました。スポーツ協会、ライオンズクラブ等の御協力をいただいて、無事終了することができたところでございます。

5番目、第53回取手市民美術展の開催についてということで、これは昨年の行事でございますけれども、1部・2部・3部に分けて、それぞれ領域ごとに開催したところでございます。第3部は小中学校の作品の部ということで、こちらの来場者数3,895名ということで多くの方においでいただきました。

6番目です。令和3年度の取手市長賞受賞者による記念演奏会の開催についてということで、こちらは12月17日に市民会館の大ホールで行いました。令和3年度の市長賞受賞者ということでトロンボーンとチェロの方なのですが、そこにピアノ伴奏も入って、このピアノにつきましては教育委員会でも御報告いたしましたけれども、昨年11月に寄贈いただきましたスタインウェイピアノのお披露目の会ということになってございます。当日は223名の方においでいただきました。

最後、7番目です。いばらきデザインセレクション2022ということで、取手市の壁画によるまちづくりの取組が、いばらきデザインセレクション2022のソーシャルデザイン部門で奨励賞のほうに選定されたところでございます。私からの報告は以上でございます。

これより本日の議事に入ります。

委員の皆様にお知らせをいたします。この後議題となります報告第1号及び報告第2号につきましては、職員の人事に関する報告案件で、個人のプライバシーに関わる内容が含まれる報告となります。よって、議事を非公開とすることを発議したいと思っております。

お諮りいたします。報告第1号及び報告第2号の議事については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により、議事を非公開としたいと考えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議ございませんので、報告第1号及び報告第2号の議事は非公開といたします。

〔会議室閉鎖〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは、傍聴の方が御退席されましたので、会議を再開といたします。

報告第1号、取手市教育委員会職員の注意喚起についてを議題といたします。

本件についての説明を田中教育部長お願いいたします。

（非公開のため説明・審議は省略）

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第1号は報告のとおり承認することに決定いたしました。

続いて報告第2号、取手市教育委員会職員の処分についてを議題といたします。

本件についての説明を田中教育部長お願いいたします。

（非公開のため説明・審議は省略）

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第2号は報告のとおり承認することに決定をいたしました。

非公開とした件の議事が終了いたしましたので、会議の非公開を解除いたします。

〔会議室開鎖〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは、会議を再開いたします。

議案第1号、取手市修学旅行等参加補助金交付要綱についてを議題といたします。

本件についての説明を大越指導課長お願いいたします。

○指導課長（大越 茂）

指導課、大越です。よろしくお願ひいたします。

まず、本議案に入る前に、本年度の小中学校における修学旅行等の実施状況について御報告をさせていただきます。本年度につきましては、5月、中学校の修学旅行を皮切りにしまして、本日に至るまで全ての修学旅行等の行事が予定どおり実施されております。現在は、中学校のスキー学習がスタートしてございまして、2月の下旬にかけて市内6校中5校がスキー学習に出発する予定でございます。そのような中におきまして、議案第1号を御説明させていただきます。

議案第1号、取手市修学旅行等参加補助金交付要綱についてでございます。提案理由につきましては、物価及び燃料費等の高騰に伴い、令和4年度、取手市立小中学校における修学旅行等に係る費用の増額が見込まれることから、保護者の経済的負担を軽減するため、本要綱を制定するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、交付要綱のほうを御覧ください。趣旨としましては、先ほど提案理由で申し上げましたとおり、今年度実施する修学旅行等について、児童及び生徒の保護者が負担する修学旅行等に係る費用に対し、予算の範囲において取手市修学旅行等参加補助金を交付することで、経済的負担を軽減するものでございます。

第2条、定義のところを御覧ください。（1）修学旅行等ということなのですが、今回の対象とするものは、保護者等が負担するもののうち茨城県外での宿泊を伴うものということで、限定をさせていただきたいと思っております。（2）今回の交付額と関わってくるころなのですが、今回につきましては、総務省統計局が公表する消費者物価指数を使わせていただきたいと思いますと考えております。現在、令和2年度の各月の消費者物価指数を100としたということで総務省としては出しております。これをもとにしまして、令和4年度の各月の同月比の増加部分の割合を乗じて、補助金のほうを交付してまいりたいと考えております。

補助金の対象者を第3条に示しております。補助金の対象者は、修学旅行等に参加する児童等の保護者とする。ただし、同一年度において、取手市就学援助規則による校外活動費又は修学旅行費の支給を受けている保護者については、補助金の対象としないということにさせていただきます。

第4条、補助対象経費でございますが、補助の対象となる経費は、児童等が参加する修学旅行等に係る経費のうち、保護者が負担する経費とする。ただし、当該児童が複数の修学旅行等に参加する場合は、補助金の額が最も大きい一の修学旅行等

に係る経費のみを補助対象経費とするということにさせていただいております。

第5条には、補助金の額ということで示させていただいております。補助金の額は、児童等1人につき児童等1人当たりの補助対象経費に、当該旅行等を実施した月の消費者物価指数増加値を乗じて得た額とし、2,000円を上限とする。ただし、補助金の額に1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるということで考えております。

第6条以降につきましては、補助金の交付申請及び決定ということで事務的な流れを示させていただいております。最終的には、児童生徒の保護者個々の口座のほうに、教育委員会より振り込むという形をとらせていただきたいと考えております。御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上でございます。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

説明ありがとうございました。本当に自分なんかも物価がかなり高くなったなと、燃料費も含めまして、そう感じている中で、早速にこういう対応をとったというのは賛成できる内容だなというふうに思っています。そこで質問なんですけど、これは既に終わっている、5月に終わっているような修学旅行のほうも対象として該当する内容と考えてよろしいのでしょうか。

○教育長（伊藤 哲）

大越課長。

○指導課長（大越 茂）

今年度分ということで、5月まで遡りまして、全てを対象とさせていただきます。

○教育委員（小谷野守男）

ありがとうございます。大変ありがたいなと思いますね。

○教育長（伊藤 哲）

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。こちらの補助金なんですけれども、各保護者からの申請ということで、学校あるいは生徒一律ではないという理解なんですけど、各保護者からの申請とした理由は何かございますでしょうか。

○教育長（伊藤 哲）

大越課長。

○指導課長（大越 茂）

前に、修学旅行等のキャンセル補助金のほうを、学校で一括して申請をするという形をとったところなんですけど、今回、そもそも保護者が負担する経費というところで、正しくは保護者から申請をしていただくのが筋であろうということで、様々なところから御指導をいただきましたので、それを踏まえての対応でございます。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。こちら、御存じない保護者の方もいらっしゃるかもしれないので、周知のほうはどのようにされる御予定でしょう。

○指導課長（大越 茂）

まず、学校のほうが保護者からの委任状を受け取ってもらうという段階がございますので、まずは校長会において説明をした上で、ホーム&スクールということで各保護者の端末のほうにデータ等を送信することができますので、そういったものを活用しながら漏れがないようにしてまいりたいと考えております。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。猪瀬委員。

○教育委員（猪瀬哲哉）

御説明ありがとうございます。ちょっとした質問なんですけど、第4条のところ
で、当該児童等が複数の修学旅行に参加する場合というのは、例えばどのような状態のことをいうのでしょうか。

○教育長（伊藤 哲）

大越課長。

○指導課長（大越 茂）

例えばということなんですが、小学校6年生におきまして、修学旅行として日光に出かけました。それ以外に、例えば学校独自に県外へ1泊ということも、絶対ないとは言えないものでして、そういった様々な状況が起こり得るということ
を想定した上で、今回このように一つのものということで限定をかせせていただきました。

○教育委員（猪瀬哲哉）

ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございます。補助金の趣旨については、私もよく理解できました。それに絡んでの質問なんですけど、取手市の小中学生で修学旅行等で御家庭の経済的な理由で参加を見合せたという事例はありますか。参加率等を確認できればと思います。

○教育長（伊藤 哲）

大越課長。

○指導課長（大越 茂）

今年度、各学校の不参加であったお子さんのことにつきましては、可能な範囲で理由等を確認しているんですが、体調不良、あと不登校傾向のお子さんが参加していないという状況を把握しております。経済的な理由ということでの欠席というところは、委員会としては把握しておりません。

○教育委員（石隈利紀）

ありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

続いて議案第2号、取手市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領の一部を改正する要領についてを議題といたします。

本件についての説明を蛭原館長お願いいたします。

○ふじしろ図書館副参事（蛭原雅己）

ふじしろ図書館、蛭原と申します。よろしく申し上げます。

議案第2号について御説明をさせていただきます。初めに、図書館では雑誌の最新号の雑誌カバーや図書館ホームページに、事業主様の広告を掲載できる雑誌スポンサー制度を実施しております。事業主様には大変メリットの大きな制度となっております。

改正前の問題点ということで、資料の5ページを御覧ください。こちらの図解は、雑誌スポンサーの申込みから広告の掲載までの流れを簡潔に示したものでございます。改正前ですが、広告掲載料は前払いで、現年度の歳入とするため4月に入って支払いをしていただきました。広告の掲載は、支払いの翌日からとなるため、雑誌スポンサーの方は、5月から翌年の3月末までの11か月間しか広告を掲載できなく、広告掲載料も11か月分しか確保できない状態でした。雑誌スポンサーの募集は、一年中行っているのですが、スポンサーに広告を12か月分掲載していただき、かつ、広告掲載料を前払いではなく、前年度の3月までに支払いが必要となりますが、改正前は掲載期間が支払いの翌月から同一年度の3月末日までという規定になっておりました。

改正後の内容でございますが、図の（1）を御覧ください。広告掲載の期間は、原則として4月から翌年3月末日までの1年間と規定しました。12か月未満の場合は、1か月単位とすることを明記しております。申込みは、広告掲載を希望する月の前月5日までとし、4月から広告を掲載する場合には、3月5日までに申請をして、3月末日までに納付していただくこととなります。

続いて、改正後の図の（2）を御覧ください。年度の途中から掲載する場合は、決定の翌月から広告掲載といたします。こちらの申込みは前月の5日までとなり、審査決定までの事務手続を進めて、広告掲載料の支払いは月末までに終えてもらいます。

1ページに戻って申し上げます。改正前と改正後の条文について御説明をいたします。第8条の計算期間について、改正前は広告掲載料の支払いがあった日の翌月から同一年度の3月末日までとなっておりましたが、これを原則、4月1日から翌年の3月31日までとし、1か月単位に改正をいたします。年度途中からスポンサーになる場合については、これまで規定がありませんでしたが、第8条第2項に、年度途中から広告を掲載する場合の掲載期間の開始日は、決定のあった日の翌月の1日とするという条文を追加いたしました。

雑誌スポンサーの申込みにつきましては、申込みの締切りを設けていませんでしたが、第10条第2項に、申込みは希望する掲載期間の開始日の前月5日までに行わなければならないという条文を追加しました。年度途中から広告を掲載する場合、広告掲載料は、年間購読料を12か月で割って、1か月当たりの金額を算出し、それに実際に広告を掲載する期間を掛けるという方法で算出しています。

第14条(1)では、この算出方法に説明を変更しております。今回の改正によりまして、スポンサー様に広告を12か月掲載していただき、12か月分の広告掲載料を納めていただくことで、安定した歳入の確保につながるようになりますので、皆様、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○教育長（伊藤 哲）

以上で本件につきまして説明が終わりました。
質疑、御意見ございましたらお願いいたします。
櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。スポンサーの方が掲載しやすくするという改正でよろしいかと思いますが、現在のところ、こういった雑誌スポンサー制度がどのようになっているのか、どのぐらいの会社様からスポンサーになっていただいているのか、幾つぐらいの雑誌が図書館で閲覧されているのか御説明いただきたいと思えます。

○教育長（伊藤 哲）

蛭原館長。

○ふじしろ図書館副参事（蛭原雅己）

今、スポンサー様になっていただいているのは、令和4年で5社ほどになっております。雑誌につきましては、7誌ほどスポンサーになっていただいております。広告掲載料、雑誌の年間の値段になります。大体なんですけども3,000円から1万円ぐらい。ちょっと幅はあるんですけども、そのぐらいの雑誌に広告を掲載していただいております。それから、図書館のホームページのほうにバナー広告もありますので、図書館のホームページにつきましては、年間ですけど約30万件のアクセスがありますので、事業者様には相当なメリットがあるというふうに思っております。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

続いて議案第3号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてを議題といたします。

本件についての説明を森川教育次長兼教育総務課長お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長（森川和典）

教育総務課、森川でございます。よろしくをお願いいたします。議案第3号、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について、御説明をさせていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づきまして、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施し、別紙のとおり、結果報告書の取りまとめをいたしました。点検及び評価結果の内容を議会への提出や、市民に公表することで、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくという趣旨から、提出するものでございます。

点検評価の対象施策は、令和3年3月に作成をいたしました取手市教育振興基本計画で定めました16の重点施策を対象といたしております。評価の進め方ですが、まず施策の担当課におきまして、各施策についての自己評価を行いました。次に、学識経験者である点検評価委員が、学校教育分野と社会教育分野に分かれ、分野ごとに2回、計4回の点検評価ヒアリングを開催いたしました。点検評価ヒアリングでは、点検評価シートをもとに、担当課より施策の説明を行い、点検評価委員の皆様から多くの御意見や御質問をいただきました。その後、点検評価委員からいただいた御意見を取りまとめ、点検評価シートに反映をしております。なお、教育委員会におきましては、点検評価シートをもとに、各施策についての質疑応答を行い、教育委員の皆様から各分野ごとにいただきました評価、御意見をまとめ、教育委員会委員の意見として23ページから27ページ及び46ページから49ページに分けて掲載をさせていただいております。今回の評価を通じましていただきました、点検評価委員及び教育委員会委員の御意見につきましては、今後の教育行政に生かしてまいります。以上です。

○教育長（伊藤 哲）

本件につきましての説明は終わりました。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございました。これの報告書の公表の仕方といいますか、各学校、あるいはホームページ等、いろいろなところで活用されたいと思うんですけど、それについて教えていただければと思います。

○教育長（伊藤 哲）

森川次長。

○教育次長兼教育総務課長（森川和典）

今、委員のほうからございましたように、まずホームページのほうで公表させていただきます。それから、議会のほうに御報告という形で進めさせていただきたいと考えております。遅くとも2月中には御報告をしていきたいと考えております。以上です。

○教育委員（石隈利紀）

ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。ほかにございますか。

これにつきましては、意見交換会もあって、22 ページ以降に教育委員の御意見を
ちょうだいしていますので、よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたしま
す。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号は、原案のとおり決することに御異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

続いて報告第3号、取手市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命につい
てを議題といたします。

本件についての説明を塚本生涯学習課長——失礼しました。松戸教育総合支援セ
ンター長お願いいたします。

○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

教育総合支援センター、松戸です。それでは、報告第3号、取手市いじめ問題対
策連絡協議会委員の委嘱及び任命について、御報告いたします。

取手市いじめ問題対策連絡協議会の委員の委嘱については、取手市みんなでいじ
めをなくすための条例第18条に基づき、いじめの防止等のための対策を関係機関等
及び団体との連携を図り、実効的に行うために、取手市いじめ問題対策連絡協議会
を設置し、委嘱するものです。

御手元の資料2ページに、いじめ問題対策連絡協議会に関する条例の部分を抜粋
してございます。第18条第3項には、連絡協議会委員40名以内というふうに記載
されてございます。また、教育委員会が委嘱し、任命するものについては、(1)か
ら(5)に掲げるものとされておりまして。

資料1ページにお戻りください。令和4年度、5年度のいじめ問題対策連絡協議
会の委員の皆様の名簿となっております。ナンバー1から22、22名の方々に委嘱さ
せていただきました。枠の右端には、新任・再任という形で記載してございます。
なお、1月20日に第1回のほうを開催させていただきました。以上、報告を終わ
ります。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。今の御報告の最後に、1月20日に第1回目のい
じめ問題対策連絡協議会が開催されましたとございましたが、どのような内容であ
ったのか、お聞かせいただければと思います。

○教育長（伊藤 哲）

松戸センター長お願いします。

○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

お答えいたします。本日、資料のほうがございません。申し訳ございません。次回の定例会の中で詳細を御説明させていただきますが、藤川 章先生を講師にお迎えして、まず地域と学校がつながる、そのつながり方について御講話いただきました。「子どもにとって安心な学校とは」という大きなテーマのもとに、立場の違う大人たちが、そのテーマに沿って思い感じることを積み重ねていくということで、当日はグループ協議を中心に行った次第です。以上です。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより報告第3号を採決いたします。

お諮りいたします。報告第3号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第3号は報告のとおり承認することに決定いたしました。

続いて報告1、いじめ防止策の取組状況に関する報告についてを議題といたします。

本件についての報告を松戸教育総合支援センター長お願いいたします。

○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

報告1、いじめ防止策の取組状況に関する報告についてでございます。

御手元の資料1ページから2ページに、いじめ問題専門委員会の方々からいただいた意見をまとめさせていただきました。意見1、意見2については、アンケートの項目やその活用の仕方等について御質問をいただきました。子どもたちがこのアンケートを実施するというので、その項目については分かりやすいものが望ましいのではないかとといった御意見をいただいております。

意見3のアンケートの名称についてでございます。学校生活アンケートというようなアンケートの名称で実施予定をしていたところですが、やはり学校生活アンケートと、アンケートの中身が、子どもたちにとってはなかなか理解しにくいのではないかとといった御意見をいただきました。センターのほうで持ち帰って協議した結果、自分から見た学校というようなアンケート項目やアンケートの名称に変更して、実施をさせていただきました。

また、アンケートの4、タブレット端末での回答等についてです。こちらについては様々な御意見をいただきました。タブレット端末で教室で回答するというのに対して、誰かに見られてしまうのではないかと、そういった不安もあるのではない

か、何かいい方法はないのかなというような御意見をいただいたところです。なお、今年度も実施した限りなんですが、必ずアンケートを実施する前には、教員のほうで静かな雰囲気をつくっていただき、このアンケートの趣旨を説明して、教員が見守る状態でタブレット端末を操作してアンケートを実施しているということで報告をさせていただきました。

次に、2ページの意見5、いじめ対策組織についてです。取手市では、教育相談部会というような組織もございます。この教育相談部会と、いじめ対策組織の関連性について整理をしていく。そして、教職員が分かりやすいようなフローチャートを作成する必要があるのではないかと。また、この会議の持ち方であるとか進行、そういったものに御意見をいただいた次第です。

ここで、一番下に書いてある、⑩のいじめ認知の事案分析と情報共有についてです。いじめの認知数が多い、少ないという数値的なものが議論されがちですが、やはりこの一つ一つについて、しっかりと情報共有をしていくことが望ましい。この情報共有のあり方についても先行事例を見習って、シート等を活用して情報共有することが望ましいのではないかとといった幅広い意見をいただきました。

以上で御報告を終わります。

○教育長（伊藤 哲）

報告は以上となります。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございます。いじめ問題専門委員会の委員が、とても端的でいい質問が出て、丁寧に御回答されているなというふうに感じました。

3点ありますが、学校生活アンケートではちょっとぼやっとしているというか分かりにくいので、自分から見た学校に変更したという、こういう素朴な名前ってとてもいいなと思って、子どもたちに伝わりやすいアンケートの名前が必要だなと思います。自分たちのためのアンケートだということが伝わりやすいと思います。

2点目ですが、教育相談部会といじめ対策組織の関連性について検討とあるんですけど、現状はどうか、もう1回教えていただきたいのと、一般的に言うと教育相談部会というのは、いじめにかかわらず不登校や学校生活全体で苦戦したり困り事に対する対応をします。いじめは、いじめに特化してということなので、いじめの予防ということを考えてと教育相談と重なりますが、いじめがある程度、少し傾向が見えてからの対策に重点を置くのであれば、教育相談部会で一般的にいじめも含めて取り上げた後、いじめ対策組織で進めるという手もあります。それが現状どうなっているのかと、今後の方向について教えていただきたいというのが2点目で、質問も兼ねてということで、3番目のいじめ認知の事案分析がうまくいっているというのは、今後に生かしますので、ぜひフローチャートにして各学校で共有してもらえるといいと思います。2点目の質問については、お答えいただければと思います。

○教育長（伊藤 哲）

松戸センター長。

○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

お答えいたします。現在、教育相談部会につきましては、今、御指摘のありまし

たとおり、全ての子どもたちが対象という形で、いじめに特化したものではないと。やはり学校の中の困り感、それを情報を集めて、その子にとってよりよい手だてをみんなで考えていってというようなところが教育相談部会の趣旨でもございます。この相談部会には、当然、いじめを心配する事案であるとか、いじめに発展する事案等も議論されております。いじめ対策組織については、やはり、いじめに特化した組織でございます。この2つの組織は、別の組織というふうにとらえています。いじめに関しては、毎月毎月、学校のほうからも報告を受けてございます。そういった中で、その内容がいじめに値するかしないかといったところを議論し、その内容によって対応をしていくといったところが、いじめ対策組織ということですので。ただし、なかなか分かりにくいというような御指摘もございました。現在、各学校のいじめ防止基本方針を確認している最中であるんですが、昨年度、県のスクールロイヤーに、各学校のいじめ防止基本方針、御指摘をいただいたところです。そういったところから、この2つの組織の関連性を再度しっかり確認、検討していく必要があるかなというふう考えております。以上です。

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございました。生徒指導提要でも、チーム支援体制について、個別のチームの上でこういうコーディネーションを行う学校全体のチームのことが指摘されていますので、これを機会に見直されたらいいと思いますし、また一緒に考えたいと思います。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。今の石隈委員の御意見の最後のほうにも、フローチャートの活用ということがございました。地域で自主防災のほうにも取り組んでいる立場で、自主防災のほうでも何かあったらこういうふうというフローチャートができておまして、ただ、そのフローチャートにつきましては毎年毎年見直しをかけて、本当に実効性のあるものにしていかないと、いざ何か起きたときに使えないという状態になっているものです。その点でも、こちらのいただいた資料にもありますが、フローチャートについては掲載しているけれど、実効性を伴う内容となっているか協議が必要と考えるという一文がございます。いざ何かあったときに使えないフローチャートでは、フローチャートとしての意味がないと思われまので、こちら、今現在、どのような状態になっているのか、また協議が必要と考えると書いてありますので、どういったふうにこれから協議していったらいいか、使えるフローチャートに常に更新していくような手だてはお考えかどうか、その辺お聞かせいただきたいと思います。

○教育長（伊藤 哲）

松戸センター長。

○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

お答えいたします。現在の状況ですが、まず、この対策組織のあり方について、実は12月に、いじめに関してこの組織をしっかりと立ち上げて、実効性のあるものにしますというようなことを校長会、教頭会でお話をしたところです。この専門委員会が行われる前に、タイミングよくというか、行いました。一職員、一担任が判断するのではなくて、しっかりと組織で対応しましょうといったところの確認をし

たところでは。

また、今現在のフローチャートなんですが、フローチャートには、教育相談部会と、いじめ対策組織の関連性について、明確に示されていないといったところがございますので、そこについてどうあるべきか、今後見直しを進めていく必要があるというふうに考えております。以上です。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。先ほど、石隈委員のほうからもあったことですが、今お答えの中にありました教育相談部会といじめ対策組織の関連性ということで、今のところは別組織で、これから関連性の確認と検討を進めていくという形ですが、取手市の小中学校、それほど大規模な学校が幾つもあるわけではございません。一番小さな山王小学校から六郷小学校等の小さい学校においては、別組織とは言っても、メンバーはほぼほぼ一緒ではないかと推察されます。その中で別組織があつてというような、それぞれ関連性を持ってとか、そういうことではなく、今、取手市の学校ではチーム指導ということを柱に据えておりますので、いじめに対してもチームで取り組むというような考えで、部会、組織、そういった形にとられることなくチームで取り組む姿勢を目指していただきたいなと思います。よろしくお願ひします。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。

少しつけ加えさせていただきますと、今年度からいじめ問題専門委員会のメンバーが替わりまして、改めて私たちがやっていることを確認していただいている議論の中で、こういった組織の問題とかフロー図の問題が出てきたんですけど、振り返ってみると、取手の場合は自死案件があつて、その再発防止で一番の焦点というのは、いじめとして認知できなかった。それをどうやって私たちが認知というか、その俎上に載せるかということに主眼を置いていたので、やはり相談部会に主を置いた3つの取組もありますので、そこに主眼を置いて、でも片方はいじめに対してきちんとした組織的対応と手続論とあるので、そこと相談部会との関連性が、ややもするとちょっと曖昧になった部分——扱うんですけれども、でも一旦扱ったら相談じゃなくて、きちんとしたいじめの組織として扱わなくちゃいけないということを、この前の専門委員会で指摘されていまして。特に、座長がいじめの防止対策推進法の専門の方なので、行政としては、学校もそうなんですけれども、いじめに対してはきちんとした組織であり、きちんとした手続としてきちんと踏むという、改めてそれを確認してほしいということがあつたので、その流れに沿ってもう一度確認しないと、同じ事象を扱うにしても、このレベルからはこういう対応をしなくちゃいけないという切替えをきちんとしなくちゃいけないと私は専門委員会に出席して感じていたところなので、これ当然、チーム指導とか全員担任制とか相談部会と兼ね合ってくるんですけど、そこで吸い上げてからどうやってきちんとフロー図に載せるかという話になってくるので、それちょっと私たちもやや曖昧な部分があつたかなと、正直なところ思うところがございますので、それについて先ほどセンター長からありましたけれども、校長会、教頭会、教務主任会、あとは生徒指導の相談部会の人たちともちゃんとやりとりしなくちゃいけない問題かなというふうに改めて認識をしたところでございます。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告1の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告1の議事を終わります。

それでは、その他に入ります。事務局から報告等をお願いいたします。

○教育総務課課長補佐（蛭原康友）

事務局から報告をいたします。令和5年2月の予定行事及び教育委員会定例会の予定についてです。御手元のほうに、予定行事報告書のほうが行っているかと思えます。2月の教育委員会定例会のほう、2月20日（月曜日）午前中を予定させていただいております。また文書のほうで通知を差し上げますので、御確認をお願いいたします。事務局からの報告は以上になります。

○教育長（伊藤 哲）

それでは、教育委員のほうから何かございましたら。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは、以上で今定例会に付議されました事件の審議は全て終了しました。

令和5年第1回教育委員会定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午前10時30分閉会